

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

要配慮者の安全確保

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第9章、第10章
第3部 第8章、第9章、第22章

第2部関連

第3部関連



情報収集・伝達体制の整備

- 地域や受信者の立場に応じて、防災Webポータルが多言語化や音声読み上げ機能の付加、ケーブルテレビ回線を使用した専用端末の配備、区内の古川の水位情報を古川周辺地域に住む区民向けに発信するため、防災ラジオのシステム改修を実施するなど、**区民等に対する情報伝達手段の多様化、体制の拡充の実施**

避難施設の整備

- 避難所において、震災孤児・震災遺児を発見した場合は、速やかに災対児童相談所と連携し、保護の必要性及び方法について協議

避難・誘導

- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、**防災担当局と福祉担当局、多文化共生担当局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安全確認を実施**

災害時の対応

- 災対児童相談所は、一時保護所に入所している児童の安全を確保するとともに、児童福祉施設等に入所中の児童の安否を確認し、児童相談所長に報告します。外出等により安否が確認できない場合は、外出先等に連絡又は訪問するなどして確認します。

外国人相談窓口の設置

- 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣
- 必要に応じて東京都の外国人災害時情報センターへ東京都防災（語学）ボランティアの派遣を要請

港区国際防災ボランティアの活用

- 各対地区本部相談窓口で外国人からの相談を受け、対応または回答する職員等の通訳を実施
- 各対地区本部で外国人からの電話相談を受け、対応または回答する職員等の通訳を実施

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

共同住宅の震災対策

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第7章

都

柱01

柱02

ハード対策

第2部関連

第3部関連

共助体制づくり

- 区内の共同住宅を対象としたエレベーターチエア用防災チエアの配布（エレベーター用防災チエアまたはエレベーター用防災キャビネットが未設置の共同住宅に限る）
- 希望する共同住宅を対象に、大規模地震等でエレベーターが停止し、かご内に人が閉じ込められ、救助を待つ間、区民が安心して対処できることを目的として、エレベーター閉じ込め対応訓練を実施

居住者の防災知識・共助意識の向上

- マンション防災に係る各種冊子・パンフレット等の作成及び配布
- 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をホームページ等で発信
- ガイドブック等を活用し、災害への備えとしてマンション管理組合が取り組むことが望ましい事項等の普及啓発を実施
- 防災アドバイザーの派遣等を通じて、居住者が自助とマンション居住者以外の住民との相互連携も含めた共助の意識に基づいた防災対策に取り組むための支援を実施

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連 第3部関連

情報連絡体制の整備／情報連絡活動計画

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第9章、第3部 第5章

都

国

柱03

多様性

防災DX

情報収集・伝達体制の整備

- 災害対応業務に必要な情報の自動収集と、避難発令推奨地区を表示する発令判断支援機能の活用
- SNS上の情報をAI分析して情報収集を効率化するシステムを組み込む、災害の端緒の把握、被災者への迅速な対応の実施
- 平時での地域災害情報システムを活用した職員研修や機関連練の実施
- 地域災害情報システムを中心に、防災Webポータルや防災行政無線等、区民への情報発信に関わる外部システムと連携し、地域災害情報システムから一元的に情報発信をすることにより、区内在住・在勤者に向けた情報伝達をタイムリーに実施

情報連絡体制

- 地域災害情報システムを中心に、防災Webポータルや防災行政無線、防災情報メール、避難所開設状況システム等、区民への情報発信に関わる外部システムと連携し、**地域災害情報システムから一元的に情報を発信**
- 災害時における的確な避難情報の発信や区民の避難行動の支援に向けて、**デジタル技術を活用した避難情報の発令判断支援や様々な情報伝達手段を国や東京都のデジタル化と連携しながら検討**

広報及び広聴

- 区ホームページは、災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を区民等に迅速に提供
- 災害時協定を締結した区内通信事業者に対し、速やかに災害等情報を提供し、放送等を要請
- ケーブルテレビは、災害時協定に基づき、速やかに災害等情報を提供のうえ、災害協定を締結した区内通信事業者と調整し、**可能な限り放送内容を変更して災害関係情報を放送**

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

避難者対策

課題と方向性

対応箇所：第2部 第10章

都 区 柱01 柱03 多様性

第2部関連

第3部関連

区被書想定に基づく課題・方向性

各地区の課題

各地区の抱える主な課題は以下のとおり。

芝地区：区民避難所・福祉避難所における受け入れ困難可能性、区民避難所・福祉避難所の同時被災可能性

麻布地区：区民避難所・福祉避難所における受け入れ困難可能性、外国人の混乱可能性

赤坂地区：区民避難所や福祉避難所における受け入れ困難可能性、要配慮者の避難行動への支援、支援物資が届きにくい可能性

高輪地区：区民避難所や福祉避難所における受け入れ困難可能性、要配慮者の避難行動への支援

芝浦港南地区（芝浦港南）：区民避難所や福祉避難所における受け入れ困難可能性、要配慮者の避難行動への支援、支援物資が届きにくい可能性

芝浦港南地区（台場）：区民避難所や福祉避難所における受け入れ困難可能性、周辺街路の混雑可能性

全地区共通の方向性

- 行き場のない者は一時滞在施設に誘導するよう
区民や来訪者への周知とともに、事業所・教育施設等への物資備蓄等への費用の補助や対策内容に係るアドバイス等を行う
- 要支援の度合いが小さい要配慮者については区民避難所でも受入可能となるように体制整備を進める。避難行動要支援者について発災時の個別避難計画の策定を進める。
- 町会・自治会以外の地域コミュニティに対する、防災に向けた取組への費用の補助や対策内容に係るアドバイス等を行う。

※他、各地区別に方向性を整理

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

避難者対策

第2部関連 第3部関連

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第10章

都 区 柱01 柱03

区被害想定に基づく課題・方向性

多様性

避難体制の整備

- 手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法の確立
- 要配慮者が主な利用者である社会福祉施設での業務継続計画（BCP）の策定
- 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成
- 災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保
- 新感染症の自宅療養者等の避難の確保の観点も踏まえた自宅療養者等の情報の東京都との情報共有
- 東京都等との連携した、区立施設、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用支援

避難施設の整備

- <区民避難所（地域防災拠点）の運営>
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参考に「避難所における感染症対策マニュアル」を整備
 - 要配慮者の利用を想定し、車椅子使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進
 - 障害者が必要な情報を的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等と協力した情報提供及び情報発信体制の整備
- 女性や子ども等が安心して使用できるよう、男性・女性と離れた場所にトイレを設置するほか、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わずに使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起ポスターの掲載などの配慮
 - 震災孤児・震災遺児を発見した場合は、速やかに災対児童相談所と連携し、保護の必要性及び方法について協議

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

救援・医療救護体制の整備／医療救護等の計画

第2部関連

第3部関連

課題と方向性

対応箇所：第2部 第11章

区

都

区

柱03

区被害想定に基づく課題・方向性

全地区共通の課題

全地区共通の方向性

医療機関における対応困難可能性、インフラ・ライフラインに被害が生じた場合の医療機能の低下、建物被害に伴う負傷者への対応等について各地区の課題を整理

医療機関における対応困難可能性、インフラ・ライフラインに被害が生じた場合の医療機能の低下、建物被害に伴う負傷者への対応等について各地区の方向性を整理

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第11章

都

区

柱03

食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備

医療救護体制の整備

- 区が都と契約締結した寄託制度を活用し、都と連携して発災後3日分の物資（一定数の避難所外避難者分を含む）を継続して備蓄
- 地域災害情報システムを活用し、あらかじめ備蓄物資の登録を実施
- 地域内輸送拠点（みなとパーク芝浦）は、物流拠点として物資調達・輸送調整等システム及び地域災害情報システムに登録。システムを活用した物資の円滑な管理・輸送を実施
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなど、分散備蓄の場所を確保

- <区災害医療コーディネーターの設置（東京都）>
- 東京都災害対策本部に「東京都災害医療コーディネーター」、二次保健医療圏の地域医療対策拠点に「東京都地域災害医療コーディネーター」を設置し、それぞれ「東京都災害時小児周産期リエゾン」、「地域災害時小児周産期リエゾン」と連携して限られた医療資源（病院、医薬品や医師、看護師等）を発災直後から最大限活用できるように、情報連絡体制を構築

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

救援・医療救護体制の整備／医療救護等の計画

個別計画・対策等

対応箇所：第3部 第11章

都

柱02

多様性

医療救護等活動計画

- 発災直後において道路通行が不可能なときは、都建設局と連携し、医療救護班の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用。移送は、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施

保険相談等活動計画

- 災対みなど保健所は、要配慮者等の栄養・食生活の支援・指導を実施
- 「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を実施
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援を実施
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請

防疫及び生活衛生活動計画

- 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる「保健活動班」を編成、被災した区民に対する健康調査及び健康相談を実施
- 「保健活動班」は、「環境衛生指導班」や「食品衛生指導班」、「防疫班」と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を実施
- 区単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行い、「保健活動班」の派遣を要請

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

業務継続計画の策定

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第12章

都 柱02 柱03 防災DX

港区の業務継続計画（BCP）

- 近年のテレワークやWeb会議等を踏まえた態勢など、区政を取り巻く状況の変化に応じて柔軟な対応を実施
- BCPは、港区地域防災計画及び港区災害対応マニュアルの修正と連動し、被害想定や被害規模の変化に応じた非常時優先業務の見直しなど、現状の課題及び改善点を検証して、内容を改定

港区の受援体制

- 初動時の対応や他自治体等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画など、対策全般を統合的に運用できるよう、あらかじめ「(仮称)港区災害時受援応援計画」を策定し、受援体制等を構築
- 他自治体等から本区への応援職員の受け入れや物的支援、ボランティアの受入れ等の「受援体制」について、過去の震災の教訓、協定締結先の自治体との連携及び東京都災害時受援応援計画を勘案し、職員災害対策マニュアルへの反映するなど体制を整備

相互協力・派遣要請

個別計画・対策等

対応箇所：第3部 第4章

都 柱01 柱03

東京都との相互協力

- 区と東京都との間で、災害時の相互協力に係る協定「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書」を締結し、職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあつ旋等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築
- 災害マネジメントを行うにあたり支援が必要な場合、東京都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請

他区市町村等との相互協力

- 「特別区相互における災害時協力協定」、福島県いわき市、岐阜県郡上市及び山形県舟形町との「災害時相互協力協定」、23市区との「義士親善友好都市間における災害急対策活動の相互応援に関する協定」等に基づき、支援活動を実施します。

民間協力団体の協力

- 事業所の防災組織との協力体制>
- 防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力を強化
- 防災組織の災害時における活動を能率的に処理できるよう、協力業務、協力体制について周知徹底

ボランティアとの連携

- 区が東京都から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と区の実施する救助の調整事務について、港区災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象として対応

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正）主な修正内容

津波対策／避難に関する計画

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第14章、第3部 第8章

柱01 都 柱02 柱03 多様性 ハード対策

第2部関連

第3部関連

海岸保全施設の予防計画

- <東京都>
- 国等の整備基準や「東京港海岸保全施設整備計画」により、防潮堤の高上げなどの施設の強化・整備促進を図ることなどで地震・津波・高潮に対する安全性を確保することに加え、気候変動の影響に対応するために海岸保全施設整備を推進

津波災害の予防計画

- <都下水道局>
- 最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよ、汚泥処理関連施設について、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進

避難体制の整備

- 最新の津波浸水想定に基づき、津波避難計画を策定
- 津波警報・注意報等の情報伝達に対して伝達手段の多重化・多様化を図り、災害時に確実に伝達できる人員配置をする等、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を実施
- 実践的な訓練を通して津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水ハザードマップ等の理解を促進

避難情報の発令

- 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生、発生するおそれがある場合は、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定め避難を指示、速やかに都本部に報告
- 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示

- 区長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた区又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を実施
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命令

区民避難所、補完避難所及び福祉避難所

- 区民避難所の円滑な運営のため、ボランティア・市民活動団体等と連携
- 区民避難所を開設した場合は、管理責任者を配置することとし、管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関と連携
- 災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を実施

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

救助・救急計画

個別計画・対策等 対応箇所：第3部 第10章

防災関係機関の救助・救急態勢等

- 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」等を活用し、外国人への救急対応の充実強化

応急住宅対策計画

個別計画・対策等

対応箇所：第3部 第16章

都 柱03

被災宅地の応急危険度判定

- 被災宅地危険度判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示

応急仮設住宅の供給

- 応急仮設住宅は、平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造

<建設によらない応急仮設住宅の供給（東京都）>

- 公的住宅の活用による一時提供型住宅：都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に提供
- 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅：都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

複合災害対策

個別計画・対策等

対応箇所：第3部 第25章

都 柱01 柱02 柱03

被害想定で想定する主な複合災害

| | |
|------|--|
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化 |
| 火山噴火 | <ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性 |

複合災害発生時の対応

- 複合災害発生時は、「地域災害防災計画(風水害編)」とともに、災害対応を確実にすすめつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する(留意事項)
 - 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
 - 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
 - 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
 - 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
 - 夏季発災時における熱中症対策 等
 - (大規模自然災害+大規模自然災害)
 - 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
 - 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
 - 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等
 - (感染拡大+大規模自然災害)
 - 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
 - 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等